

令和3年白老町議会定例会12月会議会議録（第4号）

令和3年12月17日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 2時03分

○議事日程 第4号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 行政報告について
- 第 4 議案第 1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第10号）
- 第 5 議案第 2号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 6 議案第 3号 令和3年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第 5号 白老町債権管理条例の制定について
- 第 9 議案第 6号 白老町いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について
- 第10 議案第 7号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第 8号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第 9号 白老町立特別養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について
- 第13 議案第10号 白老町体育施設の指定管理者の指定について
- 第14 議案第11号 北吉原体育施設の指定管理者の指定について
- 第15 議案第12号 白老町温水プールの指定管理者の指定について
- 第16 議案第13号 財産の無償譲渡について
- 第17 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第18 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第19 報告第 1号 定期監査の結果報告について
- 報告第 2号 例月出納検査の結果報告について
- 第20 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第21 陳情第 2号 地熱（温泉）の維持管理をはかるために、町民理解の一層の促進を求める陳情書
- 第22 意見書案第10号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書（案）
- 第23 意見書案第11号 石炭火力による二酸化炭素排出をゼロとする目標年限を表明することを求める意見書（案）
- 第24 意見書案第12号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書（案）
- 第25 常任委員会所管事務調査の報告について

(総務文教常任委員会)

(産業厚生常任委員会)

(広報広聴常任委員会)

第26 政策研究会の中間報告について

(人口減少に対応する政策研究会)

第27 諸般の報告

(次期所管事務調査の報告、要望書等の配付)

第28 休会について

○会議に付した事件

議案第 1号 令和3年度白老町一般会計補正予算(第10号)

議案第 2号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第 3号 令和3年度白老町水道事業会計補正予算(第1号)

議案第 4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)

議案第 5号 白老町債権管理条例の制定について

議案第 6号 白老町いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について

議案第 7号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 白老町立特別養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について

議案第10号 白老町体育施設の指定管理者の指定について

議案第11号 北吉原体育施設の指定管理者の指定について

議案第12号 白老町温水プールの指定管理者の指定について

議案第13号 財産の無償譲渡について

諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

報告第 1号 定期監査の結果報告について

報告第 2号 例月出納検査の結果報告について

承認第 1号 議員の派遣承認について

陳情第 2号 地熱(温泉)の維持管理をはかるために、町民理解の一層の促進を求める陳情書

意見書案第10号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書(案)

意見書案第11号 石炭火力による二酸化炭素排出をゼロとする目標年限を表明することを求める意見書(案)

意見書案第12号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書(案)

常任委員会所管事務調査の報告について

(総務文教常任委員会)

(産業厚生常任委員会)
(広報広聴常任委員会)
政策研究会の中間報告について
(人口減少に対応する政策研究会)

○出席議員（14名）

1番 久保一美君	2番 広地紀彰君
3番 佐藤雄大君	4番 貳又聖規君
5番 西田祐子君	6番 前田博之君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 吉谷一孝君	10番 小西秀延君
11番 及川保君	12番 長谷川かおり君
13番 氏家裕治君	14番 松田謙吾君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

9番 吉谷一孝君	10番 小西秀延君
11番 及川保君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	戸田安彦君
副町長	古俣博之君
副町長	竹田敏雄君
教育長	安藤尚志君
総務課長	高尾利弘君
企画財政課長	大塩英男君
政策推進課長	富川英孝君
産業経済課長	工藤智寿君
町民課長	久保雅計君
税務課長	本間弘樹君
上下水道課長	野宮淳史君
健康福祉課長	下河勇生君
高齢者介護課長	山本康正君
子育て支援課長	渡邊博子君
学校教育課長	鈴木徳子君
生涯学習課長	池田誠君

消 防 長	早 弓 格 君
病 院 事 務 長	村 上 弘 光 君
代 表 監 査 委 員	菅 原 道 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 力 君
主 査	八木橋 直 紀 君

◎開議の宣告

- 議長（松田謙吾君） ただいまから休会前に引き続き議会を開催いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、9番、吉谷一孝議員、10番、小西秀延議員、11番、及川保議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

◎議会運営委員長報告

- 議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の再開前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会小西秀延委員長。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会12月会議の運営に関する件であります。

審議当日の配付としている諮問第1号及び諮問第2号の人事に係る議案2件について、古俣副町長から説明があり、いずれも、本日の議事日程といたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告について

- 議長（松田謙吾君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

- 町長（戸田安彦君） 令和3年白老町議会定例会12月会議の最終日に当たり、喫緊で報告すべき案件につきまして行政報告を申し上げます。

子育て世帯への臨時特別給付金についてであります。新型コロナウイルス感染症が長期化し、

その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯への臨時特別の一時金としてゼロ歳から高校3年生までの児童等を養育している方を対象に、1人当たり10万円を給付する事業であります。本事業は、児童手当制度の仕組みを活用するものであり、5万円の先行給付については682世帯、1,235名分を12月24日に給付するよう準備を進めており、追加分の5万円につきましては国の補正予算成立後に本町においても速やかに補正予算を提案し、1月中を目途に現金で給付する予定としております。

また、申請が必要な高校生世代のみ養育する方や公務員などについては既に申請書等を発送しており、申請を受け審査した後、一括で現金10万円を給付してまいります。

○議長（松田謙吾君） これで行政報告は終わりました。

◎議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第10号）

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第10号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） それでは、議案第1号です。議案書、議1―1をお開きください。令和3年度白老町一般会計補正予算（第10号）。

令和3年度白老町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,861万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億8,242万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和3年12月10日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

7番、森哲也議員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。27ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について質問いたします。

こちらについて非常電源のほうを取り付けるということの説明がありましたが、コロナワクチンについて全国的に非常電源などが冷凍庫が落ちて廃棄等々あったという報道等を度々見る

ことがありました。それで、それらに対する対策なのかと捉えていたのですが、この非常電源について詳細について伺いたいのですが、これはあくまでもフリーザーのみに対応した非常電源になるのか、それとも保管している、恐らくいきいき4・6なのか、施設全体に対する非常電源になるのか、まず非常電源の詳細についてお伺いしたいのと、これを取り付けることによってどのぐらいの時間の電力を蓄えられるものなのか、中身についてお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 電気工事の関係でございます。

こちらにつきましては、冷蔵庫の保管庫にのみの工事でございます。現在ファイザーの保管庫があるのですけれども、こちらにつきましてもセキュリティー用の、電源に何か異常があった場合に通知が来るようになっております。今後モデルナのワクチンが市町村のほうに使うようになりますので、その対応として今回新たにこのようなことで計上させていただいております。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。あくまでも保管庫のみということは分かりましたが、保管庫のみということで今後の活用についても伺いたいのですけれども、恐らく非常電源、とても高額なものだと思いますので、今後例えば災害時などにこの保管庫の非常電源というのは活用方法とか、ほかのことにも使えるのか、冷凍庫で今後非常電源、停電が起きたときにコロナワクチン接種が終わった後も活用できるものなのかどうなのか、そこら辺のすみ分けというのもお伺いしたかったのですが。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 現状におきましては保管庫ということで小さい非常用電源になりますので、災害時に大きく使えるようなことにはならないと考えております。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。あくまでもそうしたら今回のワクチンのみに対応した非常電源だという認識は理解できました。

それで、コロナウイルスワクチンに関連してなのですけれども、今後のスケジュールについてもお伺いしたいのですが、報道で2回目の接種から8か月後の方から順次打っていくということで、今回医療者の方が早期に打っていくということなのですけれども、現在において白老町においてそのスケジュールの見通し、その具体的なところまではまだ見いだしていませんと思うのですけれども、今のところの分かり得る段階でのスケジュール感についてもお伺いしたいのですが。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 追加接種の関係でございます。

追加接種につきましては、原則8か月以上となっておりますので、対象者には段階的に通知することで考えております。要は接種した時期に応じましてこちらのほうから通知などさせていただくようになっております。まずは医療従事者の方から始めるのですけれども、町民と医療従事者の方につきましては現状につきましては2月中旬ぐらいを個別接種ということで進め

て、基本的には3月から一般的なところで接種が始まると考えております。一般的には3月から始まると考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 31ページのプレミアム付商品券発行事業について伺います。

これは過去にもやっていて、締めとして実績報告が出ていますけれども、当初予算をつけた分、見てはきたのだけれども、日付がはっきりしなかったので、何点か伺います。まず、ここで予算を落としていますけれども、この事業の利用期間と発行総数というのか、発行の額と購入額というのか、逆に換金率と言ったほうがいいのか、これが総額幾らで換金したのは幾らで何%の利用率ですと。そして、購入者は何人いたのか。

それと、購入者という言い方をしたほうがいいのか、換金者でいいのか、ちょっと分からないけれども、購入者が商品券を買ったのだけれども、使わない人がいますよね。そのお金が何件で何ぼ残っているのか、それをまずお聞きします。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） ご質問が何点かございましたので、答弁させていただければと思います。

発行というか、有効期限が8月8日から10月31日までの3か月間ということになってございます。予算上3万セット予算取りさせていただきまして、実際に売れた数としましては2万4,110セットということで、500円券が8枚つづったもの、4,000円のを3,000円で販売していたというような中身になってございます。

それで、換金が2,736万260円というような中身で……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時15分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） すみません。お時間をいただきまして申し訳ございません。もう一度になりますけれども、販売した方が4,898人で99.58%の換金率、金額にしまして9,603万4,000円と。

〔「使用していない人」と呼ぶ者あり〕

○産業経済課長（工藤智寿君） 5,890枚が用意していた分から使われていないということになります。

〔「金額幾らですか」と呼ぶ者あり〕

○産業経済課長（工藤智寿君） 1,767万円ということになります。

〔「購入者が券買ったんだけど、店屋で買わないっていうのは」と呼ぶ者あり〕

- 産業経済課長（工藤智寿君） 40万6,000円でございます。
- 議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。
- 6番（前田博之君） そこで、聞きたいのは、この40万6,000円の残金、コロナ交付金ですよね。この残金の処分はどのようになっていますか。
- 議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。
- 産業経済課長（工藤智寿君） こちらにつきましては、精算した後、戻入するということとなります。
- 議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。
- 6番（前田博之君） 精算して残ったお金は別途町に戻ってきて、これは目的が決まっているから、後に他のコロナ事業のほうに充当するという考えでよろしいかということと、課長が言いました昨年令和2年1月から令和3年1月31日までやっていますよね。このときも残金があるはずですよ。この残金も、そしたら今と同じような答弁で処理していますか。
- 議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。
- 産業経済課長（工藤智寿君） コロナ交付金の扱いですけれども、それぞれ様々な給付事業もやらせていただいております。プレミアム付商品券の残金についても精算した後に違う事業の財源とするということはさせていただいていると捉えております。
- 議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。
- 6番（前田博之君） そしたら、今回の補正予算に上がっている部分の残金の40万6,000円はきちんと町に戻ってくると。前回やっている分も間違いなくそしたら戻ってきているのですか。これは去年の1月31日だから、会計年度は変わっているよね。課長が答弁したとおりになっていますか、実務で。
- 議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。
- 産業経済課長（工藤智寿君） 処理されていると捉えております。
- 議長（松田謙吾君） ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。
議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第10号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
〔挙手全員〕
- 議長（松田謙吾君） 全員賛成。
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補
正予算(第3号)

○議長(松田謙吾君) 日程第5、議案第2号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長(久保雅計君) それでは、議2-1をお開きください。議案第2号でございます。令和3年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ608万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,934万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月10日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(松田謙吾君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(松田謙吾君) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 令和3年度白老町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(松田謙吾君) 日程第6、議案第3号 令和3年度白老町水道事業会計補正予算(第1号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

野宮上下水道課長。

○上下水道課長（野宮淳史君） 議3—1をお開き願います。議案第3号 令和3年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和3年度白老町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度白老町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額3億5,321万円、補正予定額500万円、計3億5,821万円。

第1項営業費用、既決予定額3億2,878万8,000円、補正予定額500万円、計3億3,327万8,000円。

令和3年12月10日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和3年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（松田謙吾君） 日程第7、議案第4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） それでは、議4—1をお開きください。議案第4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）。

第1条 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入、既決予定額3,067万1,000円、補正予定額1,653万3,000円、計4,720万4,000円。

第4項補助金、既決予定額90万6,000円、補正予定額1,653万3,000円、計1,743万9,000円。

第1款資本的支出、既決予定額3,067万1,000円、補正予定額1,653万3,000円、計4,720万4,000円。

第1項建設改良費、既決予定額3,067万1,000円、補正予定額1,653万3,000円、計4,720万4,000円。

令和3年12月10日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 白老町債権管理条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第8、議案第5号 白老町債権管理条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間税務課長。

○税務課長（本間弘樹君） それでは、議5—1をお開きください。議案第5号 白老町債権管理条例の制定について。

白老町債権管理条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年12月10日提出。白老町長。

続いて、議5—7をお開きください。附則です。

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(白老町税外諸収入金の徴収に関する条例の廃止)

2 白老町税外諸収入金の徴収に関する条例は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例は、施行日前に発生した町の債権についても適用する。

4 この条例の施行日前に法令等の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

続いて、議5—8をお開きください。議案説明です。白老町債権管理条例の制定について。

町が保有する金銭債権については、町税をはじめ各種保険料、使用料、手数料など多岐にわたり、債権ごとに管理方法や基準が異なることや、公債権と私債権の分類に応じた適切な管理体制の構築が必要であるといった課題があることから、こうした課題に対応し債権管理の一層の適正化を図るべく、各債権の管理方法や基準等を明確化、統一化し、もって町民負担の公平性の確保及び健全な行財政運営に資するため、本条例を制定するものである。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、町が保有する債権の管理に関し、必要な事項を定めることにより、債権管理の適正化を通じて健全な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町の債権 金銭の給付を目的とする町の権利をいう。

(2) 強制徴収債権 町の債権のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく徴収金に係る債権及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。

(3) 非強制徴収債権 町の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

(他の法令等との関係)

第3条 町の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(町長の責務)

第4条 町長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定により管理者の権限を行う町長を含む。以下同じ。)は、法令又は条例若しくは規則の定めるところに従うとともに、この条例の目的を達成するよう、町の債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 町長は、町の債権を適正に管理するため、必要な事項を記載した台帳(電磁的記録を含む。)

を整備しなければならない。

(滞納者に関する情報)

第6条 町長は、町の債権について履行期限までに履行されない場合において、第9条から第16条までの規定又はこれらの規定に相当する法令若しくは他の条例の規定に基づく措置又は処分（以下この項において「措置等」という。）の判断に資する事項として、当該債務者の当該町の債権以外の町の債権に係る滞納の有無（滞納がある場合は、その滞納している額を含む。）及び町長が行った措置等の情報を同一の実施機関（白老町個人情報保護条例（平成11年条例第34号）第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）内において利用し、又は他の実施機関に提供することができる。

2 前項に規定する場合において、当該債務者の所在が明らかでないときは、町長は、当該町の債権以外の町の債権に関して保有する当該債務者の氏名及び生年月日並びに住所、電話番号その他当該債務者との連絡に必要な情報を同一の実施機関内において利用し、又は他の実施機関に提供することができる。

3 町長は、前2項の規定により利用し、又は提供を受けた情報を当該町の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。ただし、前2項の規定により、同一の実施機関内において利用し、若しくは他の実施機関に提供する場合又は法令若しくは他の条例に基づく場合は、この限りでない。

4 町長は、第1項又は第2項の規定により利用し、又は提供を受けた情報を当該町の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(督促)

第7条 町長は、町の債権について、履行期限までに履行しない債務者があるときは、法令又は条例若しくは規則で定めるところにより、これを督促しなければならない。

(延滞金)

第8条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の町の債権について前条の規定による督促をした場合においては、延滞金を徴収するものとする。

2 白老町税条例（昭和29年条例第11号）第19条及び附則第3条の2の規定は、前項の延滞金を徴収する場合について準用する。

3 町長は、第1項の延滞金を納入すべき者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該延滞金を減額し、又は免除することができる。

(1) 災害により著しく資力を喪失した場合

(2) 延滞金を納入すべき者の責めによらない事由により当該町の債権について納入が遅延した場合

(3) 町の債権について納入しなかったことにつきやむを得ない事由がある場合

(滞納処分等)

第9条 町長は、強制徴収債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令の規定によりこれを行わなければならない。

(強制執行等)

第10条 町長は、非強制徴収債権について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置を執らなければならない。ただし、第13条に規定する徴収停止の措置を執る場合又は第14条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証がある非強制徴収債権を含む。）については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続を執り、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続を執ること。
- (3) 前2号に該当しない非強制徴収債権（第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置を執つてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第11条 町長は、町の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第14条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第12条 町長は、町の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により町が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置を執らなければならない。

2 前項に規定するもののほか、町長は、町の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続を執る等必要な措置を執らなければならない。

(徴収停止)

第13条 町長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第14条 町長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にある場合
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められる場合
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められる場合
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められる場合
- (5) 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難である場合

2 町長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条及び第16条において「損害賠償金等」という。）に係る非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第15条 町長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（債権の放棄）

第16条 町長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。
- (2) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける町の債権及び町以外

の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。

- (3) 当該非強制徴収債権について第13条の規定による徴収停止の措置を執った場合において、当該措置を執った日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- (4) 当該非強制徴収債権について第10条第2号の規定による強制執行又は第12条第1項の規定による債権の申出の手続を執っても、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- (5) 当該非強制徴収債権（消滅時効について時効の援用を要しない非強制徴収債権を除く。）について消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(白老町税外諸収入金の徴収に関する条例の廃止)

2 白老町税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和43年条例第2号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例は、施行日前に発生した町の債権についても適用する。

4 この条例の施行日前に法令等の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町債権管理条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 白老町いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第9、議案第6号 白老町いじめ問題対策連絡協議会条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 議6-1をお開きください。議案第6号 白老町いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について。

白老町いじめ問題対策連絡協議会条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年12月10日提出。白老町長。

議6-2をお開きください。附則です。この条例は、公布の日から施行する。

議6-3を御覧ください。議案説明です。本町の小中学校に在籍する児童生徒に関するいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進すべく、いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携推進を図る白老町いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する事項を定めるため、本条例を制定するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町いじめ問題対策連絡協議会条例

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、白老町いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関する機関及び団体との連携を図り、いじめの防止等の対策を推進するために必要な事項を協議するものとする。

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから白老町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 教育委員会の職員
- (3) 児童及び生徒の福祉、人権等を所掌する機関又は団体に所属する者
- (4) いじめの防止等の取組に関し、専門的知識又は経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会がいじめの防止等の取組に関し必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。このいじめ問題のことについては、小学校からということだけではなくて幼児期、この時期からの教育が大事だと思うのです。そこで、私は町内に現存する保育園や幼稚園等との連携、ここの部分が非常に大事なのかと考えますが、どのような体制になっておりますでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） いじめの問題連絡協議会に関しては、流れとして考えているのは、実は年2回調査が行われております。その調査の内容に基づきまして学校も対応を進めておりますので、その状況の情報の共有ですとか、それから地域の状況において確認されている部分ですとかの情報共有をまず行い、防止に関してどのようなことが効果的に進められるか

ということをこの協議会の中で話し合い、防止に関して進めていくという考えがございます。委員の中に入って来る部分については、PTAの連合会の会長ですとか、それから保護司の方ですとか、様々な分野の方たちを想定しております。保育園、幼稚園の部分についても、決してそこは必要ではないとは考えてはおりませんので、状況に応じて情報連携が必要な場合を考えられる場合については、そういう関係する方も委員の中に入っていただいて情報を共有することは可能だと考えております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。まず、今の体制というか、その部分は評価いたします。ただ、このいじめ問題で怖いのは、例えばいじめる側が知識がない、知らないでいじめている、それがいじめであるというところがとてもいじめ問題の核なのかと。知らないでやってしまうという。その知らないで、これが当たり前だと思って接しているような中で、では受け止める側は本当に心が傷んでということが多いので、そこを幼児期からきちんと、保育園児にも教えるような取組、地域一体となってそういったことを分かるような環境づくりというのですか、そういったところを求めます。再度それだけ質問させていただきます。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 今の議員からいただいたご意見ですけれども、子供たちの間の他を思いやる心であったりコミュニケーションの取り方であったり、そういったものが非常にいじめの根底としてあるのだらうと思います。今ご心配いただいたことも含めて幼保小の連携というような取組もうちでやっておりますので、そういったことがただ単に義務教育の範疇だけでこれを対応するのではなくて、今話したように、まさに保護者との連携、あるいは幼小、保護との連携、そういうものも非常に重要だと考えておりますので、様々な機会を捉えながら子供たちの成長に関わって情報交流をしていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） まず、本条例をスピード感を持って今日提案されたことについては非常に評価したいなど、こう思っています。そして、本条例の適用されないことが一番大事なことであるし、そういうことを願います。ただ、運用上で1点だけ、教育委員会の部分についての対応については十分理解します。添付資料2の表の中に町長の関係で、その下に町長が結果報告を受け、教育委員会が町長へ報告したときに町長は再調査の指示、これは町長が必要と認めた場合とあります。これの再調査を行う必要があると考えられている一つの目安となるのか、基準となるようなものは教育委員会のほうで押さえているのか、あるいは文部科学省から指示が来ているのか、ある程度そういうものがなければ裁量によって運用される場合がありますので、ある程度の基準が示されているのかどうか、それでなければ町長も対応の仕方もある程度ははっきりしておかないといけないと思っておりますけれども、その辺だけ伺っておきます。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 今回条例を制定するに当たりまして、9月に一般質問していただいた中で、私どもも非常にそこは至急の対応が必要だということで今回上程させていただきました。ご心配されているとおり、町長の裁量、それぞれの裁量によって、その審査、再調

査の中身が変わってはいけないというのはご指摘のとおりでありまして、実は文部科学省のほうから重大事態に関するガイドラインというものが示されております。委員会としてもこのガイドラインに基づいて再調査の中身、もちろんこれはあくまでも基準でありますので、全てが当てはまるという状況ではない場合もありますので、その場合はまた再度必要に応じて協議は必要だと思いますが、4点ガイドラインとして示されておりますので、その部分を読み上げたいと思いますが、調査等により調査時に知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合または新しい重要な事実が判明したものの十分に調査が尽くされていない場合、それから事前に被害児童生徒、保護者と確認した調査事項について十分な調査が尽くされていない場合、学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合、調査委員の人選の公平性、中立性について疑義がある場合と、以上この4点がある場合については地方公共団体の長は再調査を命じる内容になると把握しておりまして、委員会としてもこの部分を中心にしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） よく分かりました。これは町長は認識されておりましたか。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 説明は受けています。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ほかに質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 白老町いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第10、議案第7号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議7-1をお開きください。議案第7号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年12月10日提出。白老町長。

改正条文の朗読は、省略させていただきます。

議7-3をお開きください。議案説明です。本町の小中学校に在籍する児童生徒に関するいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進すべく、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定によるいじめの重大事態における学校の調査結果についての調査等を行う白老町いじめ問題調査委員会を町長の附属機関に、また同法第14条第3項の規定によるいじめの防止等のための実効的な対策に関する調査等を行う白老町いじめ問題審議会を教育委員会の附属機関にそれぞれ設置するため、本条例の一部を改正するものである。

議7-2をお開きください。附則でございます。附則、この条例は、公布の日から施行する。よろしくご審議をお願いいたします。

白老町附属機関の設置に関する条例新旧対照表

改正前				改正後			
別表				別表			
1 町長の附属機関				1 町長の附属機関			
名称	所掌事務	委員の定数	委員の任期	名称	所掌事務	委員の定数	委員の任期
(以下 略)				(以下 略)			
				白老町いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法第30条第2項に規定する同法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査及び審議	5人以上	当該諮問に係る調査及び審議の期間
				2 教育委員会の附属機関			

名称	所掌事務	委員の定数	委員の任期
(以下 略)			
白老町いじめ問題審議会	いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定によるいじめの防止等のための実効的な対策に関する調査及び審議	6人以上	当該諮問に係る調査及び審議の期間

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第11、議案第8号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議8—1をお開きください。議案第8号でございます。白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年12月10日提出。白老町長。

附則でございます。

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る白老町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

続きまして、議8—2をお開きください。議案説明でございます。産科医療補償制度の見直しに伴い、健康保険法施行令等の一部が改正され出産育児一時金の額が改正されたことから、本町の国民健康保険加入者についても同様の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町国民健康保険条例新旧対照表

改正前	改正後
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4千円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 略	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8千円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 略

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 白老町立特別養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第12、議案第9号 白老町立特別養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 議9—1をお開きください。議案第9号 白老町立特別養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について。

白老町立特別養護老人ホーム条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年12月10日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議9—2をお開きください。議案説明でございます。令和3年11月26日に策定した白老町立特別養護老人ホーム寿幸園民営化に向けた基本方針に基づき、令和4年4月1日から白老町立特別養護老人ホーム寿幸園を民営化することに伴い、本条例を廃止するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 白老町立特別養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 白老町体育施設の指定管理者の指定について

○議長（松田謙吾君） 日程第13、議案第10号 白老町体育施設の指定管理者の指定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） それでは、議10—1をお開きください。議案第10号 白老町体育施設の指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年12月10日提出。白老町長。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、白老町総合体育館、所在地、白老郡白老町本町1丁目1番2号。白老桜ヶ丘公園町営野球場、白老郡白老町緑丘4丁目636番地。白老桜ヶ丘公園陸上競技場、白老郡白老町緑丘4丁目636番地。白老桜ヶ丘公園、白老郡白老町緑丘4丁目636番地。白老桜ヶ丘公園テニスコート、白老郡白老町緑丘4丁目636番地。白老テニスコート、白老郡白老町末広町1丁目601番地2。萩野テニスコート、白老郡白老町字萩野287番地3。町民ふれあい広場、白老郡白老町大町4丁目189番地1。森野スキー場、白老郡白老町字森野37番地。

2、指定管理者の名称及び所在地、名称、代表者、一般財団法人白老町体育協会、会長、和歌宏侑、所在地、白老郡白老町本町1丁目1番2号、白老町総合体育館内。

3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。

続きまして、議10—2でございます。議案説明です。白老町体育施設の指定管理者として一般財団法人白老町体育協会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。本件指定管理者の候補者の選定のため、白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき公募したところ、1団体からの応募があり、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会において審議をした結果、現指定管理者である一般財団法人白老町体育協会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものである。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 今回の体育施設の指定管理者の指定について、これについてどうのこのつもの言うつもりではございません。ただ、指定管理を受けたところの働いている方々の問題なのです。雇用状態ができれば若い方々で、白老町の活性化のために住民の方々と議会は思っていますけれども、私もぜひ若い方々に勤めていただきたいと思いますので、その辺どうなっていますでしょうか。年齢構成も含めて説明していただければありがたいです。

けれども。

○議長（松田謙吾君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） 体育施設全般に言えることではございますが、指定管理者で雇用している方が60代を超える高齢者の方が多い状態です。この件につきましては、民間のほうに指定管理を5年間本格的に移行してから10年経過します。スタートした時点も、もともと町が直営していた臨時嘱託の給与体系から最少の経費で最大の効果を上げると言いつつ、人件費をかなり抑制して、金額はどんどん、どんどん上げていくような努力はしているのですけれども、その辺は我々も経費と状態を見ながらというところで今回苦慮しながら経費を求めているところではあるのですけれども、議員のおっしゃっているとおり、若い人たちがなかなか入ってこれないという現状も一部見受けられるところもありますので、今後そういうことも意識しながら順次改善、いける方向に努めてまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 最近特に体育館で体を鍛える方が増えてきて、その方々のお声によると、やはり若い方についてもらおうと安心するというのです。申し訳ないのですけれども、体を鍛える方々にとってみると重いものを運んだり動かしたりして運動しているわけです。そういう中で指導員が若くないとどうなのだろうという声を私のところに何人かから聞きましたので、管理者も含めまして5年間あるわけですから、若い人たちが少しでも入っていけるような、また働いてもらって白老のまちの活性化になるような、そういう状況にぜひ変わっていただければありがたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） ご意見ありがとうございます。体育館のトレーニングルームについては、昨年我々もトレーニングルームにマシンをたくさん新規で導入させていただきまして、そこをうまく使っていたきたいということで1名増員して若い職員を配置しているのですけれども、実態としてはそこをもう少しうまく活用したですとか、そういう活動がまだ薄いのかという部分は正直感じておりますので、そこは指定管理者とも我々のほうも主体的に若い人が入って高齢者とか利用者に指導できるような環境に努めてまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 白老町体育施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛

成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 北吉原体育施設の指定管理者の指定について

○議長（松田謙吾君） 日程第14、議案第11号 北吉原体育施設の指定管理者の指定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） 続きまして、議11—1をお開きください。議案第11号 北吉原体育施設の指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年12月10日提出。白老町長。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、白老町北吉原はまなすスポーツセンター、所在地、白老郡白老町字北吉原86番地1。北吉原運動広場、白老郡白老町字北吉原168番地9、10。

2、指定管理者の名称及び所在地、名称、代表者、一般財団法人白老町体育協会、会長、和歌宏侑、所在地、白老郡白老町本町1丁目1番2号、白老町総合体育館内。

3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。

続きまして、議11—2をお開きください。議案説明になります。北吉原体育施設の指定管理者として一般財団法人白老町体育協会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。本件指定管理者の候補者の選定のため、白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき公募したところ、2団体からの応募があり、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会において採点方式による審査を行い、審議をした結果、現指定管理者である一般財団法人白老町体育協会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものである。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 北吉原体育施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 白老町民温水プールの指定管理者の指定について

○議長（松田謙吾君） 日程第15、議案第12号 白老町民温水プールの指定管理者の指定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

○議長（松田謙吾君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） 続きまして、議12—1をお開きください。議案第12号 白老町民温水プールの指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年12月10日提出。白老町長。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、白老町民温水プール、所在地、白老郡白老町緑丘4丁目636番地。

2、指定管理者の名称及び所在地、名称、代表者、都市総合開発株式会社、代表取締役、野津手康弘、所在地、苫小牧市柏木町1丁目23番7号。

3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。

続きまして、議12—2をお開きください。議案説明となります。白老町民温水プールの指定管理者として都市総合開発株式会社を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。本件指定管理者の候補者の選定のため、白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき公募したところ、4団体からの応募があり、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会において採点方式による審査を行い、審議をした結果、現指定管理者である都市総合開発株式会社が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものである。

ここで1点修正をお願いいたします。参考資料で議案第12号の説明資料の一番最後の別紙に採点結果が記載されております。その中の選定基準の配点欄で3段目、施設の効用を最大限発揮させるものであるかというところの配点基準点が20点となっておりますが、こちらの部分が10点となりまして、合計点数が100点という採点方式となっております。訂正しておわび申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。町民のプールの関係は、いろいろと町民の皆さんからのお声が上がっております。その中であって、また指定管理の期間、これは5か年ということでとても長いものであります。それだけ重みがあるものだと私は捉えております。そこで、説明資料の別紙のほうで、プロポーザルの在り方の部分に関連するのですが、まずこの採点結果、選定団体が72.1ポイント、そして次点が団体で72.0ということで0.1ポイントの差です。この0.1ポイントの差というのはプレゼンテーションの中における皆さん採点をしながらという結果ですから、これはしっかりと私も受け止めるものでありますけれども、この0.1ポイントの差というのは、そこにおいて例えばプレゼンテーションの一定のルールの中でいくと、その差が最優先と次点者の差、ここにおける再度もう少し点数に反映されない部分というのですか、町としてその部分をきちんと深めながら協議するということがあったのかどうか。そして、この採点基準のほう、今配点のほうの訂正がありました、私がこれを重要視したいところは一番下にある下段の管理を安定して行う人員の部分です。これは40点のうち28.8ポイントということで、ここがこれから経営を進めていく中で一番大事なところが点数が低過ぎる。その辺のお考えというのですか、まちのほうのお考え、ここはある程度の点数になってこないかと町民の皆様のお声、不安解消に、課題解消に私はならないのかと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 指定管理者候補者選定委員会の関係でございますので、事務局を担当しております私のほうからご説明をさせていただきます。

まず、このたびの指定管理者の選定委員会につきましては10月28日に実施したところでございまして、委員が合計で8名、外部委員が2名、内部が6名ということで計8名ということで、内容につきましては、議員のほうからもご指摘がございましたが、当日応募者からのプレゼンテーション、そして質疑応答、そして採点ということで委員会のほうを取り進めているところでございます。それで、この審査基準でございますが、説明資料の中にも掲げておりますが、この審査基準につきましては公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の中にこういった審査基準を設けて審査しなさいということで条例規定事項として行われているところでございます。

それで、議員のほうからご指摘のあった5点目の管理を安定して行う人員ということで、ここが重要視されなければおかしいのではなかろうかというようなお話がございましたので、この採点基準についてもうちよっと詳しくご説明させていただきますと、40点ということになっているのですが、大きくは4項目10点ずつ、合計40点となつてございまして、収支計画の内容、適格性及び実現の可能性ということで、収入、支出の積算と事業計画の整合性が図られているか、あとは収支計画がきちんと実現可能で問題ないかということが1点。あとは安定的な運営が可能かどうかということで、これは職員体制は十分かというような項目、これが10点と。そしてあと、安定的な運営が可能となるかということで、要するにその団体の経営、財務状況

が本当に大丈夫かどうかというようなことが10点。あと、もう一点は個人情報の保護ということで、計40点ということで採点をしたところでございます。

それで、今回の採点結果がこの資料のとおり72.1、72点ということで0.1点差ということであったのですけれども、こちらはまず審査委員の中での採点基準の中でこういう結果になったということで、実は0.1ポイント差ということで委員会としても非常に僅差だったということで、再度中でどのような形がよかろうかというような議論もあったところだったのですが、やはりこれは採点に基づき決定をするということになってございますので、採点を重視したということでこのような決定をしたという状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 詳細の説明で理解いたします。ただ、ここはこれからが大事ですよ、実際にプールの運営に係る部分。これは町民の大切な財産でありますから、本当にプールが皆さんから愛される施設になるように、これから指定管理者の方々としっかりとキャッチボールをしながら愛されるプールに育てていただきたいと思います。その点で1点だけよろしく願います。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） これからのプールということで、これは総体的に公の施設の指定管理ということでのご答弁をさせていただきますが、本年の7月に公の施設の指定管理に関する事務処理要領というのを見直しをしまして、今回議決をいただいた指定管理の施設については今後やり方を変えてといいますか、これまでも内部的な評価というのはもちろんやっていたのですけれども、実際にその指定管理施設を使われている方々の利用者の声というのをきちんと拾おうということで、そういったモニタリング制度を設けました。ですから、これからスタートする指定管理施設については全て利用者の声を聞くということと、あとは町と指定管理者の中できちんと意見交換しようということで、例えば町に入ってくる苦情と言ったら怒られるのですけれども、そういったことがあったらこういうことが入っているですとか、要するにそういったことを含めて現地調査をしましょうということでルール改正をしていますので、モニタリングという部分を含めた中で利用者の声を拾うということは大事なことで、これはきちんと取組を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） 補足みたいな説明になるかもしれないのですけれども、これまで2期10年、こういう形で5年間の指定管理を10年続けてきております。それで、ここ数年間、指定管理者においていろいろなご意見をいただきました。議会の中でも昨年所管事務調査でいろいろご議論いただいたり、議員各位からこの場でいろんなご指摘、ご意見もいただいている中で、我々はその中で大きく制度として改善しないとならないと思っていた部分は大塩課長の答弁したとおりであるのですけれども、さらにそこが皆さんに愛されるという議員がおっしゃっているような運営になるためには、いかに利用団体ですとか利用者の声を聞いていかならないかということで、既に利用団体との定期的な協議も進めさせていただいているところでございますので、そこで指定管理に、議決いただいている、既に運営している状態であってもそ

この声はしっかりと我々も受け止めながら指導して、よりよい施設運営を図っていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今質問がございましたが、採点結果がこういう状況の中で、これはもちろんさきの議員が言われたとおりです。そう思います。今の説明でかなりよく理解できました。ただ、指定管理をするということは町がやっていたものを指定管理してもらうわけです。その意識がどうなっているかということがとても大切なのです。では、逆戻りできるかといったらできないわけです。このとき困るのが町民であっては一体何のための指定管理となるわけでしょう。もちろんこれが72.1と72.0点という、その違いなのだけれども、ここは本当によく考えなくてはいけない部分だと思うのだ。そのことが1つと、もう一つはA、B、Cという団体の名前と今言った採点結果というのか、選定基準を含めた選定団体の採点結果というのは議会全員に資料として出すということはできないものなのか、どこかに引っかかる場所があるかどうか分かりませんが、どこの団体が申し込んで、どういう中身になっているのかというあたりが気になるのです、この点数だと。だから、出せるものか出せないものか分かりませんが、公明正大にしていき、指定管理をしたという意義づけがきちんと分かる仕組みをつくらなければいけないと思いますので、そこはどんなものなのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時24分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） 先ほど議案第12号のご説明の中で説明資料の中の一部文字の訂正をお願いしたところではありますが、修正した部分の分を配付させていただきましたので、差し替え方をお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 指定管理者の指定についてのご質問が2点ございました。

まず、指定管理者の指定というのは重要な部分だというようなことで大淵議員から話がございました。まさしくそのとおりでして、指定管理者制度というのはもともとは町民サービスの向上であったり経費の削減であったり、これを目的として指定管理者制度というのは本町としても導入しているというところがございます。さらには、うちの基準といたしまして5年間指定管理者の指定期間というものを設けて、この先5年間指定管理者にお願いしますと、施設を運営してください、管理してくださいとお願いするというところで、これは非常に重要な指定ということで、委員会としてもそのような認識の中でやっているところがございます。

それで、もう一点、選定団体の具体的な名称とその点数は公表できないのかというお話でございました。それで、今回プールに関しては4団体応募があったということで、この4団体についての名称につきましては、これはどこどこが応募があったということは公表できるという

ますか、団体名はお示しすることは可能です。ただ、例えば団体A、これが何々さんが何点です、具体的に何々団体が何点ですというこのひもづけといいますか、その公表については、やはりこれは評価というような部分がありまして、この例でいきますとC団体の59点ということで最低点といいますか、最低の評価ということで、この団体が最低点だったということになると、この団体は町としての評価ということなのですけれども、その団体に対するいろいろな要素が入ってきてしまうという部分もありますので、その辺は公表は非公表ということで捉えさせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。前段は分かりました。それで、私は無理やり公表せいかそんなことを言っているのではないのです。0.1ポイントでこうなっているわけですから、それを公平な立場でみんなが分かるようにしないと私は駄目だと思うのだ。だから、無理やりやれというのではない。だけれども、法的に、例えば条例上だとか、これは公表してはいけないとなっているのなら別だけれども、そうでなければ、もちろん議会で公表するという事はマスコミの皆さん方にも公表する、町民の皆さん方にも公表するということになりますから、そこは前提になります。ただ、私たちは議員という立場でここに参加していますから、そういうことでいうと町民の皆さんが納得する形って何なのかというと、そうになってしまうのです。ですから、無理やりやれとは言わないのだけれども、法律的にそれが抵触しないものであれば、ここでいうC団体ですか、団体Cですか、そこはこの点数、もちろん本人は知っているのだろうけれども、そこがこの次もう一回仕事しようというとき、ではどこを直せばいいのかということも分かるでしょう。だから、そんなに面倒なものなのかと私は思う。だから、条例上問題ないのであれば、私は初めからばんと公表してしまったほうがうんと分かりやすく、次からはこう努力しましょうともなるだろうし、そういうことが開かれた町政であり、町民が理解できる。こうしたら、何をしたか、また町はそうやっているのかと言われかねない中身になるでしょう。抵触しないのなら出せばそれでオーケーになるわけだ。だから、そこら辺はきちんと検討して、今の話だったら業者をすごく尊重しているように見えるけれども、それは町民とのバランスを考えたときにどうかというぐらひは検討すべき中身だと思うのだけれども。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 公表の関係のご質問でございます。

指定管理者の指定に関する条例の中で、この中身について公表は駄目、公表はいいというような規定は実はないところでございます。それで、大淵議員がおっしゃったように、確かに分かりやすくというか、きちんとこういうような形でオープンにすることによって町民の皆さんに納得していただけるというのはご意見のとおり、ごもっともだと思います。ただ、この指定管理者の条例ではないのですけれども、町に個人情報保護条例というのがございまして、その中の規定の中に事業者の営業妨害と言ったらおかしいのですけれども、そここの解釈になるのかという、先ほど私が申したのは、やはりこの評価によってその企業というか団体の方々にご迷惑をおかけするというような可能性もあるということで、今後の事業活動に影響を及ぼしたらまずいというようなことで、これは個人情報保護条例の解釈と申しますか、そういった部分

にはなつてこようかと思うのですけれども、現段階の町の解釈としましては、そういった個人情報保護条例も踏まえた中での答えといたしますか、そういうことになっているので、ご理解をいただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 氏家です。各議員からのお話がありましたけれども、今回選定委員というのは行政内部の委員だけではなくて外部の選定委員も2名入っているという話でしたよね。2名で間違いはないね。そういった形の中で進められたこのプロポーザル、点数制の中で、たったの0.1ポイントかもしれないけれども、今回の選定団体に決まったという話になっています。ですから、外部の選定委員が入った中でのこの点数制、これを尊重すべきだと私は考えるのです。そうでなかったら名前を公表したところで、点数を公表したところで、一般競争入札なんかもそうです。落札者の名前と金額は出るけれども、ほかの入札に関わった人たちの金額は出ません。それはあくまでそういった形の中で、それと一緒にとは言わないけれども、それと同じ認識で考えるべきではないのかと私は思うのです。ですから、そういった面に関しては、ここで白黒つけるなんていう話ではないけれども、そういった外部の選定委員なんかが入ったところでのこういった決まり事というのは、しっかりそこは尊重すべきではないのかと私は考えるのですけれども、その辺についてはどうなのでしょう。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 選定委員会の関係のご質問でございます。

答弁が重複してしまうかもしれないのですけれども、公の施設の指定管理者制度に関する指針ということで、この公の施設の指定管理者を選定するものは町の中でルールを決めてやっているというような状況になってございます。その中で、まずは指定管理者を指定する場合にはきちんと選定委員会を設置しなさいと。それで、応募があって、そして複数の団体から応募があった場合については選定委員会の中できちんと採点方式によって決めなさい。そして、最終的にそこで候補者が決定した場合は法律に基づいて議会の議決をいただくというような、これが法律的な流れです。そして、選定委員会を設置して採点表でやりなさいというのが町のルールとなっているというような現状でございます。それで、氏家議員からお話のあったように、外部の委員も2名入れて合計8名で採点方式で今回候補者を決めたというような状況になっておりますので、この選定委員会を踏まえた中できちんと議会の議決をいただくということになると、やはり町のルールとしてこの選定委員会の中での結果ということになると、なかなかこのルールがまた大きな部分として考え直さなければならないという、そして果たして議会の議決をいただくために町内部としてどうご提案申し上げたらいいのかという、この根本のルールからも考え直さなければならないというようなことでありますと、非常に厳しい、難しいというような考え方ではあります。

○議長（松田謙吾君） 13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） ですから、今まで各議員からいろいろな意見が出ていたけれども、点数を出すとそういう話になるのであれば、今回プロポーザルに参加した4団体の名前の公表、その代わり点数は選定団体の1点だけにしておくだとか、そういう形にしたほうが私はすつき

りしていいのではないかと思うのです。そうしないと、大塩課長が言ったとおり、今みたいな議論がどんどん続いていくと選定委員会自体の問題になってくるでしょう。この話ではなくてくるのだと私は思うのです。ですから、しっかりその辺は私たちも認識しなければいけないけれども、行政と議会との話合いの中で今後どうしていくのかという話に、大きな話になってくるから、だからそこだけは考えてもらいたい。あくまで今回選定団体になった業者との今後の信頼関係だとか、それから適切な町からの指導体制みたいなものがしっかり今後5年間確立されていくことが一番大事なことでありますから、ましてやそこには町民が集う、そういった場所でありますから、そこだけの考え方をきちんと確立しておかないと、こういった話が続いてくると、あまり大きな話になってしまうと、もともとのところをいじっていかなければならなくなってくるということになると大変な作業になるでしょう。だから、そこだけは考えてほしいと思います。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） まさに氏家議員がおっしゃった、今回の議案でありますとプールをきちんと町民サービスを向上させるために管理をしていただくというのが最終的な本当の着地点ですので、ここはしっかり捉えたいと思います。

それで、もう一点、公表の部分だったのですが、先ほど大淵議員からのご質問にもご答弁させていただいたのですが、正直なところ公表のルールというのが現状ないような状況でありますので、今回議会の中でいろいろご意見も頂戴しましたので、今後どのような形で公表についてのルールをしていったらいいかというのはもう一度我々のほうで検討させていただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 白老町民温水プールの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（松田謙吾君） 反対1、賛成11。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 財産の無償譲渡について

○議長（松田謙吾君） 日程第16、議案第13号 財産の無償譲渡についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 議13—1をお開きください。議案第13号 財産の無償譲渡について。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和3年12月10日提出。白老町長。

1、無償譲渡する財産、名称、白老町立特別養護老人ホーム寿幸園、所在、白老郡白老町東町4丁目6番8号、建築年月、平成19年2月、種別、建物及び附帯設備一式、構造、鉄筋コンクリート造り、延べ床面積、3,080.50平方メートル。

2、相手方、白老郡白老町字竹浦134番地5、社会福祉法人天寿会理事長、堂前文男。

3、譲渡年月日、令和4年4月1日。

議13—2をお開きください。議案説明でございます。令和3年11月26日に策定した白老町立特別養護老人ホーム寿幸園民営化に向けた基本方針に基づく寿幸園の民営化に当たり、特別養護老人ホームの役割は、老人福祉法に規定される公共性が高い事業であり、現在入居されている方やご家族の方々が引き続き安心して利用していただける環境を維持することが最も重要であることから、寿幸園をこれまで指定管理者制度の下に運営してきた社会福祉法人天寿会の実績を踏まえ、当法人へ無償譲渡することにより、安定的な経営の下、これまでの特色を持続発展させ、よりよい介護サービスの提供につなげるため、町立特別養護老人ホーム寿幸園を無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。寿幸園の問題、町民の大切な財産でありますから、これはプールに引き続いて私は同じことを何度も言ってしまうかもしれませんが、町民にとっての大切な財産でありますから、質問させていただきます。

白老町立特別養護老人ホーム寿幸園は、本町における介護サービスを提供する重要な拠点である中、今回条例を廃止し、財産を無償譲渡するとの判断に至ったその経緯と考え方についてお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） それでは、私のほうから今ご質問のありました今回の民営化含め、そして第13号でご提案しております財産の無償譲渡の関係についてご説明をさせていただきたいと思っております。その後今回の最終的な判断をした、そのことの点については町長のほうからご答弁をさせていただきたいと思っております。

議案第9号で寿幸園の民営化についてはご審議いただきまして、ご理解をいただいたという認識でございますけれども、民営化に至ったところから、先日全員協議会で民営化に向けた基

本方針に基づいてご説明をさせていただきましたけれども、その辺のところを含めて経過についてご説明をさせていただきます。これまで寿幸園がどのような歴史的な動きをしてきたかということは議員の皆様方は既に御存じだということで押さえさせてもらって、このたび指定管理が今年度で終わるという状況があります。それで、このことも踏まえながらここ何年間か今後の寿幸園の在り方をどうするべきかということは内部の中で協議を進めてまいりました。御存じかと思えますけれども、本町における高齢化率は11月現在で46.34%でございます。全道平均が31.9%ですから、非常に数字的には大きく上回っているところでございます。そういう現状を見たときに、この寿幸園、特別養護老人ホームの役割というのは今後においても町民の皆様方にとっては非常に重要な施設になり得ると、そういうことで、この運営についてどのような観点から考えていかなければならないかということの検討を深めていたところでございます。

そういうことで、最初に申し上げましたように、指定管理が終了するタイミングであったこともありまして、北海道の今の特別養護老人ホームの在り方等について様々な観点から研究、調査を含めて検討をしてきました。実際に職員が全道の何か所かの施設にも、また自治体にも訪問して、民営化したときの事情も含めて話を聞かせていただきまして、参考にさせていただきました。そういう中で、先日お示しをした民営化に向けての基本方針を策定して、改めて今後の本町における老人福祉の在り方についてお示しを先日したわけですが。その中で移譲先の法人につきましては様々なご意見があるということは検討段階から私達も大変重視しながら考えていたところでございますけれども、今入居している方々が今後も安心して介護サービスを受けていくことができると、そこのところは何よりも保証するという、そのことをまず第一に考えました。そのことを踏まえまして、これまで約15年指定管理者として運営をしていただきました天寿会の実績、それからこれまで3回ほどの指定管理者候補の公募に対しても応募してきたのは天寿会のみであった事実もあります。その中で15年余りの指定管理を進めていただいたわけですが。

それから、この法人、天寿会につきましては本町における介護福祉分野では中心的な立場で活躍というか、役割を担ってきていただきました。19年から指定管理にするときといいますか、もっとその前から、昭和46年に胆振、日高管内最初の特別養護老人ホームとして公設公営をしてきたときから町立病院を含めてあそこを福祉ゾーンとして町としては推し進めていこうと、そういう中での歴史的な背景も背負っていただきながらこれまでの運営をしてきてもらっております。そして、同時に福祉分野において大きなことは専門性が十分ある職場環境が整っているということでございます。今は40人以上の職員を天寿会で、天寿会というか、寿幸園で抱えておりますけれども、そこを確保する状況というのはなかなかこれから難しい部分があるということを鑑みたら、その介護環境というのは大事にしなければならない。それから、私も何度か、担当の課長はもちろんそうですけれども、伺っている限りは個々の職員方の対応の在り方、対応の専門性、それはやはり大きなものだと認識をしておりますし、今やってもらっている天寿会があそこの寿幸園を中心にしながら町内会とも非常な密接な関係を持ってつながって運営をされている、そういうことから見たら、利用者の方々、そしてもちろん入所の方々のこ

れからの安心感を確保して、そして信頼関係を持続、発展させることは十分できる法人だという認識をしたところでございます。

それから、もう一つ、この中にも書いている今の財産の無償譲渡の関係においては、介護サービスの提供というのは、御存じだと思いますけれども、大変公共性が高い事業であるとともに安定した経営が求められているところだと思います。そういったことからいって、民営化に当たってはスムーズな事業継承が必要だという判断をしました。そしてまた、これまで指定管理者として入居率の向上に努めていただきながら、居住費の起債の償還財源として町に対して返還していただいている実績は起債償還額の62.4%を出していただいています。それから、介護サービス事業の条件としては様々な条件がありますが、名前も寿幸園のまま進めてもらう、それからこの場所での継続を約束も取り付けていくことをもって今後もこのサービスの提供を十分やっていけるという判断、そして町も民営化ということには全て相手方の法人に投げるということではなくて、しっかりと今後においても本町の介護福祉のありようについては本町の思っている介護福祉の計画等にしっかりとのっかって、その関係を優位に進めていけるという判断の下に今回の民営化、そして法人として天寿会を指名をしているところでございます。そういう経過、考え方をもちまして今回のご提案をさせていただいております。あとは町長のほうから最終的な判断のところをお話をいただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 無償譲渡も含めて民間移譲の件なのですが、古俣副町長が答弁したとおりでございます。私の政策判断としては、いろいろあるのですが、天寿会のこの15年の実績と入居者、そして利用者に対しての信頼関係をまず築いているというのも大きな一つの原因でありますし、町民の大切な施設でありますので、これからも信頼関係を築いた中で町民のための施設であってほしいというのも一つでありますし、介護の保険制度も併せて介護の制度が毎年毎年いろいろ変わっていく、このスピードについていき、入居者、利用者きちんとサービス提供ができる等々のことも踏まえて政策判断をしたところでありますし、民間に任せてより効率的なサービスを受けられるのであれば公設公営でやってきたものも民設民営でできるだけ民間に補っていただくというのも考えの一つでありますので、最終的にはこれまでの実績と信頼、そして将来のことを考えて政策判断を無償譲渡、民間移譲とさせていただきました。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。古俣副町長、それから戸田町長から答弁をいただき、その覚悟、それが伝わりました。先般一般質問もしておりますが、人口減少の社会において20年後、30年後を見据えたものを展開していかなければならぬと。今回条例廃止になりましたが、これは令和3年から制定したものであります。これは過去から先輩の皆さんが築き上げていった白老町の福祉のありようがきているわけです。ですから、それも一つ背負わなければなりませんし、では未来に向けても町民の皆さんの財産をいかに継続して光輝くものにしなければならないのかというところでもあります。

それで、古俣副町長からも高齢化率46.34%というお話がありましたが、これは人口減少においてはこれから白老町の高齢化率は上がる。ただ、このパイは減っていくのです。高齢者の数

は減るわけです。ですから、私が心配するところは継続の約束もされているという答弁がありましたが、その継続の約束のその覚悟なのです。お互いの覚悟。無償というところでいくと、それを受け止めていただける方の覚悟も必要でしょうし、私は20年後、30年後もこの寿幸園、その名前を残していただけるというところでもその覚悟は感じるわけですけれども、その部分をしっかりと町民の皆様のために本町が目指す福祉、高齢者の方々が住み続けたいと思えるまちの実現に向けて進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 民営化を進めるに当たって今日の議会の承認をいただいた後に具体的なやり取りが初めて開始されるわけですけれども、それを進めるために先日民営化に向けた覚書を取り交わしました。その中の条件としては、今私がお話をした名前の件、それから今後白老の地でというか、今の地で継続的に事業を進めていく、そのことについては明記をしまして取り交わしをして進めていきたいということはお互いに了承を取っております。ただ、議会の議決がなければ実際的な動きはできませんので、今日この9号で条例の廃止で民営化への一つのご承認をいただき、そして民営化の大きな条件のうちの無償譲渡の関係の議決をいただきましたら入所者の皆様方含めてしっかりとご説明を図りながら、また町民の皆様方へのお知らせも含めて進めてまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 0時59分

○議長（松田謙吾君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

質疑はほかにありませんか。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 今ほど町長から財産の無償譲渡についての説明がありましたけれども、大ざっぱな考え方だけ説明を受けましたけれども、町民の方々から結局無償譲渡に当たって町民は何も知らないうちにあっという間に決まってしまうという思いがあって、そこはもっと透明性を高めてこういう理由なのだという根拠というものをきちんと数字的なものをお示しをしたほうが町民は理解していただけるのではないかと思いますので、質問させていただきます。

前回全員協議会で丁寧な説明をしていただきましたけれども、私は理解いたしましたけれども、果たして町民に理解していただけるかということ、やはりここの議場の場できちんとしたものを説明していただくのが一番理解を深めて分かっていただけるのではないかと思います。まず、公募をしない理由の一つとして天寿会の実績、入居者との信頼関係が良好であったと、そうおっしゃっております。しかしながら、建設から14年経過し、長寿命化を図るために町のほうは7億4,657万6,000円の改修費が必要であると、このように述べております。まずそのことについて内訳をお伺いしたいと思います。

2点目、総工費9億3,700万1,000円かかっております、この工事に。ところが、説明では一般会計からの繰入金と住居費の返還金を財源として起債償還を進めてまいりましたが、民間移

譲を行うためには基金の活用等により繰上償還を行う必要がありますと、こう説明しているのですけれども、正直言って町民を代表する議員の私でも基金の活用等により繰上償還をしなければいけない理由、そういうものがよく分かりませんので、その辺も説明をお願いしたいと思います。

3点目、事業を中止する場合の取決め等をどうされるのかということなのです。先ほども高齢化が非常に高いという説明がありましたけれども、貳又議員の質問の中で高齢者がこれからどんどん減っていくと。そういう状況もなってくると。そして、もっとそれ以上にそこで働く人の人員が確保できるかどうかというのも非常に大きな問題になってくるのではないかと思います。果たして寿幸園を民営化して無償で渡した場合において、人が集まらないから、働く人がいないからとか、入居する高齢者が少ないからとかという理由とかでやめてしまう、休業してしまうという事態にならないのかどうか、その辺をどう今回新しく結ぶ契約の中でされていくのか、まずその辺が聞きたいところです。

次に、4点目、建物が老朽化した場合の、取壊しするときはもちろん向こうのほうで取り壊してくれると思うのですけれども、もし事業をやっている途中で相手側が廃業してしまったりとか何かなってきたときはここを取り壊したりしてきれいにするのはどちらのほうに、向こうのほうにももちろん責任があると思うのですけれども、そういうときはどうなるのか、そういうこともきちんと説明していただければと思いますので、取りあえずこのところをお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） まず、7億4,657万6,000円の関係でございます。

こちらにつきましては、公共施設等管理計画に基づいた数字となっております。2023年から2046年までにかかる諸経費の積算がこの金額となっております。

あと、天寿会での人材の確保、こちらにつきましても公募にしなかった理由の一つと考えております。町内におきましては介護人材としましては544名の方がおります。その中で天寿会で雇用されている方は174名と全体で3割程度を占めております。それで、実際に働いている方の雇用も必要だからこそ天寿会のほうに1社として随意契約になりますので、ここは天寿会が責任を持った中での雇用確保に取り組んでいただけるものと考えております。

あと、繰上償還の考え方でございます。こちらにつきましては、財産を処分しなければなりませんので、現在2年度末で2億5,000万円ほどの残高が残っております。これを繰上償還しなければ財産を処分できないものですから、その財源として何を活用するかといいますと、財政調整基金を活用した中で繰上償還を財源とする形になっております。2年度で2億5,000万円今年度が終わりますと毎年5,000万円ほどの償還をしますと、3年度末では2億円ほどの残高となっております。

取壊しにつきましては、事業廃止といいますか、こちらにつきましては移譲しますので、相手側のほうの責任においてしていただくこととなります。

休業に関しましては、明記といいますか、基本的な考えといいますと、先ほど申し上げました公共施設……。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 介護保険の施設ということで、民間移譲にかかわらずになりますけれども、当然ながら休業といたしますか、に関しましては、今後介護保険の事業計画の中で施設の整備、それから今後の推計については、どれだけ施設が必要かということについては介護保険の事業計画の中でしっかりと議論させていただいて、確かに先ほど貳又議員がおっしゃったように、高齢者人口は一定限、高齢化率は上がっていきながらも高齢者の数というのはだんだん減っていくというところはございます。ですから、今あります特別養護老人ホームの議論になりますが、それ以外にも老人保健施設ですとか、それから介護医療院とか議論が進められていますけれども、そういったことも含めまして需要と供給のバランスというのは計画の中でしっかりと議論をさせていただいて、そこは町のほうで需給のバランスを施設側とも話をしながらというところはございます。ただ、休業というのは民間の施設になりますので、うちのほうで幾ら整備をお願いしても施設側が経営的になかなか難しいということになったとしても、経営的な別のところに移譲していただくということとかということで需給を守るという町としての姿勢はございますので、当然介護保険の制度を破綻しないような形で保険者としてはそういった事業者と常に連絡を取りながら介護保険制度を守っていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 繰上償還の件について私のほうから若干補足的にお話をさせていただきます。

今回議案13号で財産の無償譲渡ということで議案の上程をさせていただいているところでございます。財産の無償譲渡ということで天寿会のほうに寿幸園を無償譲渡するということになると、借金が残っているような状況ですので、その借金があったまま無償譲渡はできないということで今回繰上償還ということで考えているところでございます。健康福祉課長のほうから財源の話若干ご答弁申し上げましたが、財源の内容としては現時点では現在の基金、これが9,000万円でございます。残りの1億1,000万円、2億円の繰上償還になりますので、9,000万円が減債の基金、そして残りの1億1,000万円は財政調整基金を繰入れして繰上償還するという考え方でございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 基金が9,000万円あって財政調整基金が1億1,000万円、約1億2,000万円、2億5,000万円近いこのものを支払いするという事になってはいますけれども、そういう判断に至って、当然町民にしてみたら一民間企業にそれだけのお金を白老町が負担してまで無償であげなければいけないのかという思いはあると思うのです。その辺をできれば理事者から、どうしてもこういう考え方だということをとくに町長に説明していただきたいのです。なぜかという、冒頭申し上げましたように、あつという間に決まってしまったと。町民にしてみたら私たちの話何も聞いてくれないで自分たちだけで決めてしまったのかという思いがあるから、そのところは町長も説明不足だったと思うのです。密室の行政運営ではないかと非難を受けないためにもきちんと町長はもうちょっと具体的に心を開いて町民に語りかけて、インタ

一ネットが入っていますから、私はそのつもりで聞いているのです。これが駄目だとかどうのこうのではなくて、だからこそ町民の皆さんぜひお願いしますという町長の熱い思いを語っていただきたいのです。そうしないと、町民だって町が下したのだから、それほど悪いことだとは思っていないのです。でも、町民にはきちんと説明してほしいという思いが強いと思います。私もぜひ町長に、申し訳ないのですけれども、もっと熱い心で語っていただきたいと思いますので、その辺しっかり説明していただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） まず、2億円の返済でございますが、町民負担という観点からは毎年5,000万円、5,000万円の起債の償還をしておりますので、これが2億円なので、あと4年間で、これは返すものでありますので、ここで出すか今までどおり5,000万円ずつ4年間かけて出すかということなので、プラスアルファの負担ではないということは、はっきり申し上げたいと思います。民間移譲に対してしっかりと整理をすることで、先ほど担当課長も話をしていたとおり、2億円の返済をするということであります。それとあわせて、民間移譲なのですが、午前中もお話はさせていただいたのですが、まず公設公営でずっとやっていた寿幸園でございますが、公設民営で民間でできるもの、民間ができることによってサービスの効率が上がるものに関しては民間にどんどん移譲をしていくという考えの下、寿幸園も一つのまちの政策でございますので、民間でやっていただきたいという考えでございます。どうして民間かという、町民の大切な施設であると同時に今利用している方々の今まで天寿会と築いてきた信頼関係の下、それとこれから高齢化が進むことによって老人ホームでお世話になる方やその施設を利用する方々にとっては、町民にとっても大切な施設であるので、そこは今まで15年間委託事業として天寿会が寿幸園を運営している中できちんとした信頼関係を地域とともに築いてきたという実績がございますので、これは介護サービスの提供という意味でも天寿会に引き続き運営をしていただきたいという考えであります。大きく15年の実績が評価、私たちもしておりますので、これは町と連携をしながら今後もこの施設を続けていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 無償譲渡にした場合の起債の返却の部分については、担当課長、大塩課長からもあったように、残りは約2億円のお金だということは3年度の終わりで押さえております。その充てる財源のところは財政調整基金の部分をどうするかというあたりを含めて、財政調整基金そのものは町民の皆さんだとか、それから町が緊急というか、何かあった場合に使うということでございますので、その辺のありようについてはしっかりと今あるお金の状況を確認しながら、精査を図りながら、その償還については再度また議会のほうにご提案をさせていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 財産の無償譲渡について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第17、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） それでは、本日配付の諮問第1号でございます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年12月17日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字社台191番10、氏名、田村直美、生年月日、昭和46年5月3日生まれ、50歳です。

諮問の1—2のところに履歴調書がありますけれども、記載の学歴、職歴及び公職歴、民間団体歴については朗読を省略させていただきます。

なお、田村さんにつきましては、新任で推薦をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（松田謙吾君） 提案理由の説明が終わりましたので、この件について質疑に入ります。

質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、この件について意見があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） お諮りいたします。

諮問第1号については、適任ということでご異議ありませんか。

〔「意義なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、適任という意見を付することに決定いたしました。

◎諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第18、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） これも同じく、本日配付の諮問第2号でございます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年12月17日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町栄町2丁目9番3号、氏名、中村英二、生年月日、昭和29年6月30日生まれ、67歳でございます。

諮問の2ページ目、履歴調書でございますけれども、記載の学歴、職歴並びに公職歴については朗読を省略させていただきます。

なお、中村氏につきましては、平成31年4月より今回お諮りしております人権擁護委員として継続をしております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案理由の説明が終わりましたので、この件について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、この件について意見があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） お諮りいたします。

諮問第2号については、適任ということでご異議ありませんか。

〔「意義なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、適任という意見を付することに決定いたしました。

◎報告第1号 定期監査の結果報告について

報告第2号 例月出納検査の結果報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第19、報告第1号 定期監査の結果報告について、報告第2号 例月出納検査の結果報告についてを一括議題に供します。

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を同条第9項の規定により、及び地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第1号及び報告第2号はこれをもって報告済みといたします。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（松田謙吾君） 日程第20、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、仙台市役所表敬訪問などが予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎陳情第2号 地熱（温泉）の維持管理をはかるために、町民理解の一層の促進を求める陳情書

○議長（松田謙吾君） 日程第21、陳情第2号 地熱（温泉）の維持管理をはかるために、町民理解の一層の促進を求める陳情書を議題に供します。

お諮りいたします。本陳情は、会議規則第76条第1項及び第77条の規定に基づき、産業厚生常任委員会に付託の上、休会中の審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号 地熱（温泉）の維持管理をはかるために、町民理解の一層の促進を求める陳情書は、産業厚生常任委員会へ付託の上、休会中の審査とすることに決定いたしました。審査方よろしく願います。

◎意見書案第10号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第22、意見書案第10号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 意見書案第10号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書（案）

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別氏（姓）制度の導入に賛成または容認すると答えた国民は66.9%であり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。

しかし、現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しています。このため、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組を進めていますが、ダブルネームを使い分ける負担の増加、社会的なダブルネーム管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題も指摘されています。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消するものにはならず、根本的な解決策にはなりません。

また、少子高齢化による一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚が増え、改姓を望まないと考えた人や現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっています。

このような状況から、国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告しています。

さらに、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところですが、依然として国会での議論は進んでいない状況です。

よって、国会及び政府におかれては、選択的夫婦別氏（姓）制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第10号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書(案)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(松田謙吾君) 全員賛成。

よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第11号 石炭火力による二酸化炭素排出をゼロとする目標年限を表明することを求める意見書(案)

○議長(松田謙吾君) 日程第23、意見書案第11号 石炭火力による二酸化炭素排出をゼロとする目標年限を表明することを求める意見書(案)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番(大淵紀夫君) 意見書案第11号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

石炭火力による二酸化炭素排出をゼロとする目標年限を表明することを求める意見書(案)。標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出をいたします。

石炭火力による二酸化炭素排出をゼロとする目標年限を
表明することを求める意見書(案)

2030年度の温室効果ガス削減目標について、政府はこれまで2013年度から26%削減することを目標としてきたが、本年4月、新たに46%削減することを目標に掲げた。

その実現に向けたエネルギー政策の進むべき道筋を示す「第6次エネルギー基本計画」では2030年度の電源構成について、石炭火力発電の比率は19%と明記した。

しかし、この計画で言及しているように、石炭火力は化石燃料の中でもCO₂排出量が多いことから、たとえ熱量当たりの単価が低廉で安定的な供給が見込まれるとしても、その活用は昨年10月の「2050年カーボンニュートラル宣言」と矛盾するものであると考えられる。

また、国連は先進国に2030年までに石炭火力発電を段階的に廃止することを求めており、第26回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP26)では、石炭火力を廃止することなどを盛り込んだ声明に46か国が賛同した。世界的にも石炭火力発電を削減する取り組みが進められており、石炭火力発電の活用方針を改めることが求められている。

よって国会及び政府においては、温室効果ガス排出量の削減をより一層すすめるため、石炭火力による二酸化炭素の排出をゼロとする目標年限を表明するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。よろしく申し上げます。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第11号 石炭火力による二酸化炭素排出をゼロとする目標年限を表明することを求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第12号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第24、意見書案第12号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

11番、及川保議員。

〔11番 及川 保君登壇〕

○11番（及川 保君） 意見書案第12号。

提出者、賛成者は、記載のとおりでございます。

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書（案）

北海道内では、定期的な実施されている海洋観測モニタリングのデータや、ブリ、マンボウなど南方系魚種の回遊が多く見られていることから、海水温の上昇が、漁業に大きく影響を及ぼしているものと推察され、地球温暖化・海水温上昇の原因の究明が急務となっている。毎年、その被害状況は増しており、サケ・サンマ等が減少し長期的には、昆布の水揚げも激減してきている。

北海道を代表する秋サケも不漁に悩まされ続けている状況は、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え地域の活力を削ぎ、地域の衰退を招きかねない。

このことは、新型コロナウイルス感染症対策による飲食店での消費減退に伴う魚価安が、更に水産漁業者の不安を増幅させている。また、今年9月以降赤潮が発生し、ウニや秋サケ、ブリ、ツブ、シシャモなどに被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、来年以降の漁に大きな不安を生じさせている。

よって国会及び政府においては、次の措置を早急に講ずるよう強く要望する。

記

1. カーボンニュートラルの実現を着実にを行うこと。
2. 海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。
3. 被害対策の策定と支援を行うこと。
4. 長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。
5. 赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。
6. コロナ禍において、飲食店自主規制により魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第12号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎常任委員会所管事務調査の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第25、常任委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会吉谷一孝委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 吉谷一孝君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（吉谷一孝君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

- 1、調査事項、白老町のアイヌ施策の今後について。
- 2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者、7、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。
- 8、調査結果。

本委員会は、白老町のアイヌ施策の今後について、担当課から説明を受けて施策の取組、基本方針の方向性及び今後の重点施策等を把握し、分科会において白老民族芸能保存会との懇談

を行うなど所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告する。

町の取組状況。

町は、白老町アイヌ施策基本方針の見直しのための検討委員会を設置した中で、改訂案の整理等を重点に行い、検討委員会は、これまで3回開催された。改訂案の検討として、本町のアイヌ施策を総合的に推進する考え方と取り組むべき課題を明確化することを基本とし、町内の関係機関及び団体等、町民との協働による具体的な施策を体系的に示すアクションプランの要素を取り入れ、「アイヌ施策推進のための総合的指針」として改訂版の策定に取り組んでいる。これらの方向を基に、国や道をはじめとしたアイヌ施策を取り巻く情勢の変化や動向、白老町における総合計画をはじめとした関連計画との整合を体系化し、基本方針で定める5つの重点施策を達成するため、令和4年1月に4回目の検討委員会を開催し、同年3月までに改訂版基本方針が成案化される予定である。

課題。

アイヌ政策推進室は、アイヌ民族の主体的な視点で基本方針案を策定した検討委員会の意見を評価する一方で、アイヌ文化伝承を進める上で、意識レベルの向上及び若い世代への学びを深めること、学ぶ環境や機会などの確保が課題として示し、アイヌ民族が主体として認識し視点を変えることなく基本方針の改訂を進めるとの意向である。

本委員会としても、高齢化が進展する中、担い手不足等の様々な課題における対策が急務であること。特にアイヌ関係者や町民との協働により、施策の推進、意識や情報などの共有化が図られることが重要であるとの課題を示している。さらには、ウポポイ開業後における白老町独自のアイヌ政策の視点では、人材育成や特色ある商品開発等のための自然素材の確保などの重要性を捉え、行政支援の在り方について、一層の議論を深めることが求められている。

委員会意見。

これらの「白老町のアイヌ施策の今後について」を調査した結果、本委員会では現在の状況に至るまでの経緯と令和4年3月に成案化される予定の「白老町アイヌ施策基本方針(改訂版)」の検討状況を踏まえ、白老町独自の施策として特色や実効性を高める必要があるとの意見がまとめられた。具体的な意見としては次のとおりである。

(1)、理解・充実。

地域ニーズに沿って白老町の特色を引き出し、白老地域のアイヌ語など保存伝承活動を推進するため、各関係団体等との連携強化と精神文化の理解促進に向けての取組を前進させ、人材育成や自然素材の確保の手段、特に財源確保を含めたさらなる行政支援の充実を図るべきである。

(2)、学習・交流。

町民がより身近に感じる政策を実現するためにも学習機会の提供はもとより、アイヌ民族の歴史と関わりが深い仙台藩元陣屋などの町内にある資源等を積極的に活用しながら関係団体による交流機会を創出すべきである。

(3)、進捗・共有。

政策の実効性を高めるためにも基本方針の各施策に対する具体的なアクションプラン（実施

計画)の策定に取り組み、各施策の進捗状況を「見える化」し、関係団体等との共有を図るべきである。

9、総務文教分科会。

総務文教分科会は、白老民族芸能保存会との懇談を実施した。その内容については、別紙活動報告書のとおりである。

以上であります。

○議長(松田謙吾君) 次に、産業厚生常任委員会広地紀彰委員長。

[産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇]

○産業厚生常任委員会委員長(広地紀彰君) 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、常任委員会、①、空き家対策の現状と今後について。(2)、分科会、①、しらおい移住・滞在交流促進協議会との懇談。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者、7、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

8、調査結果。

本委員会は、担当課の説明及び移住促進団体(不動産事業者)との懇談を行い、空き家対策の現状と今後についての所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告する。

(1)、産業厚生常任委員会。

町の取組及び現状と課題について。

人口減少や高齢化に伴って空き家が増加しており、一部の適切な管理が行われていない空き家が周辺住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、平成31年に白老町空き家等対策計画を策定した。

平成29年に実施した町内全域調査では、空き家総数は315戸であり、そのうち倒壊のおそれがある空き家、倒壊時に近隣に影響のある空き家を合わせると54戸であった。危険な状態である空き家等については、所有者等へ現況写真を送付し適正な管理をお願いするなどの対応しており、令和3年8月末までに入居や解体などで、総数は287戸、倒壊のおそれや倒壊時に影響のある空き家は44戸へ減少しているが、空き家等の利活用の停滞や所有者等の管理意識の醸成不足が課題として挙げられる。

基本的な方針と対策としては、1、空き家等の発生予防、2、空き家等の適正管理及び利活用の促進、3、管理不全な空き家等の解消、4、除却後の跡地活用の促進、の4つの段階に応じた取組をすることとしており、空き家等の発生予防としては相談窓口の設置をはじめ、転出時や固定資産税の納税通知書を通じて所有者等への啓発、利活用の促進では流通促進のため北海道空き家情報バンクへの登録促進など不動産事業者への働きかけをしている。

管理不全な空き家等の解消としては、特定空家等の認定から最終的には行政代執行となるが、現在は特定空家等の認定に向けて、より精度を高めた手法による全域の再調査を実施中であり、除却後の跡地活用の促進については、町の政策や民間での活用が求められており、町において活用の可能性などを検討中である。

今後においては、引き続き関係各課との連携の下、空き家等の発生予防や流通促進、管理不全な空き家等の解消等、総合的に空き家等の対策に取り組んでいく。

委員会意見。

第一に、空き家情報の把握・共有を一層確実にする必要がある。

空き家情報を把握し得る立場である集落支援員や町内会との空き家情報の連携強化も効果的であると捉える。

現状においても、空き家解体実績や関係他課と連携しつつ正確な空き家情報把握に努めていることを評価する一方、関係課との空き家情報の共有・連携強化を図る必要がある。また、政策立案、事業遂行の体制強化のため、空き家対策を一元化して政策的に進められる体制づくりも検討すべきである。

次に、課題解決の在り方を追求すべきである。具体的には、まず空き家が管理不全に陥らない対策が重要と考える。北海道空き家バンクの周知、活用を行う行政の方針は評価できる一方、行政の信用力を活用し、空き家の包括相談窓口を設けるなど幅広い相談体制を構築し、民間団体や事業者との連携の下、より踏み込んだ流通を促していく施策も重要と捉える。

また、リフォームに係る制度の利活用の周知を行い、空き家状態の維持向上を促す事業も検討すべきである。

空き家問題は、多年の懸案であり、空き家戸数の増加、所有者の高齢化、空き家の廃屋化による環境悪化を踏まえると、まちづくりにおける重要課題と言えるものである。

改めて空き家問題の危機感を新たにし、解決のための財源確保、財政出動も視野に入れた白老町としての政策立案・実行を早期に行っていくべきと訴えるとともに、当委員会としても今後も注視してまいる考えである。

(2)、産業厚生分科会。

産業厚生分科会は、しらおい移住・滞在交流促進協議会との懇談を実施した。その内容については、別紙活動報告書のとおりである。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） 次に、広報広聴常任委員会西田祐子委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 西田祐子君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（西田祐子君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、常任委員会、①、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項。(2)、小委員会、①、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項、②、議会だよりの編集及び発行に関する事項。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

6、調査報告。

本委員会は所管事務調査として、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項、議会だよりの編集及び発行に関する事項の調査を終了したことから、次のとおり報告する。

(1)、常任委員会。

町民に手に取って読んでもらえる議会だよりとなるよう、小委員会において検討を重ねてきた改革案について議論をした。

(2)、小委員会。

①、議会だより改革について。

議会だよりの目的は、行政と議会、町民が一体となって自分たちの町をつくっていくために「町民に町政の状況を分かりやすく知らせ、まちづくりに多くの声を反映させる」ことであるという認識の下、全国町村議会広報コンクールの受賞作品などの先進事例に学び、ページ構成やレイアウトなど、令和4年以降に発行する議会だよりの改革に向けて議論を重ねた。

②、議会広報の編集及び発行について。

議会だより第177号の編集・発行を行った。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

それでは、これをもって報告済みといたします。

◎政策研究会の中間報告について（人口減少に対応する政策研究会）

○議長（松田謙吾君） 日程第26、政策研究会の中間報告について、調査結果の報告を求めます。

人口減少に対応する政策研究会大淵紀夫座長。

〔人口減少に対応する政策研究会座長 大淵紀夫君登壇〕

○人口減少に対応する政策研究会座長（大淵紀夫君） 政策研究会の中間報告について。

本研究会は、白老町における人口減少に対応する政策研究について中間報告をまとめたので、その結果を次のとおり報告する。

記、1、設置目的、本町は今後も人口減少が予測されている。将来の人口減少によってまちづくりへの影響や対応していかなければならない政策を準備することが必要であり、そのための行政サービスの変化について研究するとともに、具体的な若者定住促進や行政・議会の組織体制などを研究するために設置する。

2、出席委員、3、職務のために出席した者の職・氏名、4、調査日程は、記載のとおりであります。

5、中間報告・経過。

政策研究会では、人口減少に対応する政策研究をテーマとして、人口減少に歯止めをかけ、生産年齢人口の増加及び子育て世代を呼び込む政策研究、さらには分かりやすい政策形成過程の在り方を念頭にこの調査を開始し、これまで30回にわたり研究会を開催した。

この間の検討内容としては、町の現状、外国人登録者、地域おこし協力隊などの調査・研究及び移住定住アンケート調査を実施し、町や協力隊との懇談会を開催するといった協議を重ね、さらには9月会議において中間報告を行った後、議会の総意とするために政策研究会委員以外の議員も含め全体で協議し、特に今回は「地域おこし協力隊」を念頭に置き、町に対する政策提言を次のとおりまとめたので報告する。

現状と課題。

地域おこし協力隊（以下「協力隊」という）の活動は、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PRなどの地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組とされている。経費については国から実質100%の特別交付税措置がされ、令和2年度で約5,500名の隊員が全国で活動しているが、総務省は令和6年度に8,000名に増やす目標を掲げており、協力隊などの強化を行うこととされている。

本町では平成28年から協力隊制度を導入し、計17名、現在は6名の隊員が活動中で、任期終了後の定住率は約60%と全国平均程度の水準となっている。現状として、関係・交流人口の増加や、雇用促進など経済効果を含め、発信力の強化が図られ、共生社会の実現に寄与され、まちづくりにおける先駆的な役割を果たしているものと捉えている。

本政策研究会としても協力隊の実態を探るべく、先進事例自治体である厚真町、東川町、三笠市の協力隊制度の活用や支援の調査研究に取り組み、起業支援や採用形態の充実、住宅支援、担い手育成のサポート体制が充実していることなど優れた取組事例を学んだ。

本町では多くの成果をもたらしている一方で20代の隊員の定住率は極めて低い状況であることから、さらなる協力隊制度の効果を最大限に発揮すること及び任期終了後を見据えた支援体制の充実、町民との関係構築が喫緊の課題となっている。

政策研究会の意見。

①、支援体制の充実。

町との連携強化や中間支援組織の設置を含め、協力隊の任期終了後を見据えた支援体制のさらなる充実を図り、積極的な協力隊を採用すべきである。

提言1。

多文化共生のまちづくりを掲げる町の政策と連動した情報・目標共有を深めるとともに中間支援組織の設置を含めたさらなる支援体制の充実を図る。

②、地域課題とのマッチング。

町の主要な産業である農業、漁業、馬産業や観光資源などを有効活用し、担い手育成、事業者のニーズを反映させたマッチングの強化を図るべきである。

提言2。

応募者提案型、企業研修型等の多種多様な形態で隊員を採用し、本町の産業を生かした担い手育成の充実を図るため募集内容などを再考する。

③、協力隊の活動環境の充実。

空き家、町有住宅を積極的に活用し、住居や事業の継続などに対して町独自の支援をすべきである。

提言 3。

協力隊制度に関連した財源の有効活用及び空き家や町有住宅を活用した町独自で住宅支援に取り組む。

④、協力隊の認知度向上。

町民に対する認知度の向上のため協力隊の活動の発信強化の促進と各町内会や各団体との交流機会を創出すべきである。

提言 4。

協力隊の活動の認知と町内会との交流を含めた世代間交流の促進を図る。

⑤、予算枠の拡大。

提言 5。

協力隊を新規 4 名、3 年間で常時在籍 12 名になるよう採用する。

なお、この調査結果に基づく人口減少に対応する政策研究会の提言は、町長に対して提出する。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいま政策研究会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（松田謙吾君） 日程第 27、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会の各委員長から、委員会規則第 17 条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり、休会における所管事務等の調査の申出がありました。各常任委員会においては、調査方よろしくお願ひいたします。

また、皆様には要望書等 5 件を前もって配付しております。議会運営委員会での参考配付を決定した要望書等については、皆様に事前に配付しておりますが、それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたくお願ひをいたします。

◎休会の議決

○議長（松田謙吾君） 日程第 28、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため、明年 1 月 5 日まで会期となっております。明日 12 月 18 日から明年 1 月 5 日までの 19 日間を休会といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

よって、明日18日から明年1月5日までの19日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時03分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 吉 谷 一 孝

署 名 議 員 小 西 秀 延

署 名 議 員 及 川 保